

改正

平成29年1月19日告示第3号

平成29年11月30日告示第62号

令和3年3月25日告示第33号

矢吹町行政区活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民と町とが一体となって協働の地域づくりを推進するため、町民が地域に関心を持ち、その地域の特色を生かした自主的な事業に要する経費に対し、毎年度予算の範囲内で矢吹町行政区活動支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するため、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 前条に規定する補助金の交付対象者は、行政区又は行政区の連合体とする。

(交付対象事業)

第3条 補助金対象事業等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) まちづくり事業 地域振興や活性化のために自主的・主体的に取り組む事業
- (2) 建設資材支給事業 自主的に整備若しくは補修する道路、水路等にかかる資材等に要する経費

(交付対象期間)

第4条 事業対象期間は単年度とし、同一事業への補助金交付は3年を限度とする。ただし、事業を継続することにより、より大きな事業効果が得られると町長が認める場合は、この限りではない。

(補助金等)

第5条 補助金の交付額は事業に要する経費の10分の10以内で、別表に定める事業の区分に応じて支給する限度額を定め、年1回交付する。ただし、事業費のうち食糧費(ただし、飲料代の総額が6,000円以内であるものは除く。)及び人夫賃金、財産取得費、備品購入費は除く。(町長が事業実施に必要と認めるものは、この限りではない。)

2 前項の規定による補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

3 補助金の申請は、実施年度において1回かつ1事業とする。

(補助金対象除外事業)

第6条 次の各号に掲げる事項は補助金事業の対象としない。

- (1) 営利を目的とした収益事業
- (2) 宗教又は政治活動に関する事業
- (3) 他の補助制度等の助成対象となっている事業
- (4) その他、この補助金事業の趣旨に反するもの

(交付申請の時期及び審査)

第7条 補助金の交付申請、決定等に関する事項については、次項以下で定めるもののほか、矢吹町補助金等の交付に関する規則(昭和52年矢吹町規則第7号)及び矢吹町補助金交付要綱(昭和53年矢吹町告示第3号)を準用する。

2 補助金を受けようとする者は、次に掲げる書類を町長に提出するものとする。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) その他町長が必要と認めるもの

3 補助金の交付を決定したときの通知は、補助金交付決定通知書(様式第4号)によるものとする。

4 当該事業が完了した後、交付対象者が補助金を請求するときは、次に掲げる書類を町長に提出するものとする。

- (1) 補助金交付(精算払・概算払・前金払)請求書(様式第5号)
- (2) 補助金事業実績報告書(様式第6号)
- (3) 補助金事業収支決算報告書(様式第7号)
- (4) 事業実績書(様式第2号)

- (5) 収支決算書（様式第3号）
  - (6) 完了写真
  - (7) その他町長が必要と認めるもの
- 5 交付対象者が補助金の前金払い又は概算払いを請求するときは、次に掲げる書類を町長に提出するものとする。
- (1) 補助金交付（精算払・概算払・前金払）請求書（様式第5号）
  - (2) その他町長が必要と認めるもの
- 6 補助金の交付を確定したときの通知は、補助金額確定通知書（様式第8号）によるものとする。  
（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月19日告示第3号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年1月23日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に決定を受けた交付対象事業について適用する。なお、施行の日以前に決定を受けた交付対象事業であり、施行の日以後に再度決定を受けた同一事業（以下「継続同一事業」という。）は、同条に規定する事業対象期間について継続しているとみなす。
- 3 別表に規定する「緑化推進・花いっぱい事業」、かつ3年以上継続している継続同一事業については、継続年数に関わらず、平成29年度は3年目の事業とする。

附 則（平成29年11月30日告示第62号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年度実施申請分から適用する。

附 則（令和3年3月25日告示第33号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱第7条第2項の規定による申請は、新要綱第7条第2項の規定による申請とみなす。

別表（第3条関係）

大分類	中分類	小分類	交付上限額
まちづくり事業	地域安全推進事業	防災・防火事業	30万円
		交通安全・防犯事業	30万円
	環境美化推進事業	環境整備事業	30万円（ただし、ごみ回収ボックスを町から貸与して設置する場合は、その設置に要する経費として2万円とする。）
		緑化推進・花いっぱい事業	30万円
	その他町長が認める事業		30万円
建設資材支給事業			30万円（ただし、ごみ集積所を修繕する、又は資材組立てにより新設する場合は、町長が別に定めるごみ回収ボックスを貸与する製品の金額を限度とする。）

備考（1） 過去に本支援事業により設置したごみ回収ボックスを廃止及び新設する場合は、当初設置した時から14年を経過すること。

(2) 過去に本支援事業により設置したごみ回収ボックスを再度、本支援事業により修繕する場合は、当初設置した時から7年を経過すること。